

香川県報



号 外

平成 18 年

10月17日(火曜日)

条 例

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 香川県使用料、手数料条例及びかがわ総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例 (障害福祉課) 三
- 香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例 (医務国保課) 三
- 香川県水産業基本対策審議会条例の一部を改正する条例 (水産課) 四
- 香川県立学校条例の一部を改正する条例 (教育委員会) 四
- 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (公安委員会) 五

本号で公布された条例のあらまし

- 香川県使用料、手数料条例及びかがわ総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第五十八号）
- 1 かがわ総合リハビリテーションセンター内のがわ総合リハビリテーション病院において、療養環境等の向上を図るため、特別療養環境室（差額ベッド）を設けることに伴い、当該病室を使用した場合の料金を設定することとした。
 - 2 公布の日から施行することとした。

香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県

条例第五十九号

- 1 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部改正による保険給付の内容及び範囲の見直しに伴い、普通調整交付金の算定対象となる給付の種類を改正することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県水産業基本対策審議会条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第六十号）

- 1 平成十三年に、沿岸漁業等の振興及び従事者の地位の向上を目的とした沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第六十五号）が廃止され、国民に対する水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図ることを目的とした水産基本法（平成十三年法律第八十九号）が制定され、水産政策の転換が図られていることにかんがみて、香川県水産業基本対策審議会の名称及び審議事項の変更を行うほか、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県立学校条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第六十一号）

- 1 長期的な生徒減少期を迎えている中で、高等学校教育をより充実させるため、香川県立善通寺第一高等学校及び香川県立善通寺西高等学校の再編整備並びに香川県立多度津工業高等学校及び香川県立多度津水産高等学校の再編整備を行うことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 一部の規定は平成十九年四月一日から、一部の規定は平成二十一年四月一日から、一部の規定は平成二十二年四月一日から施行することとした。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第六十二号）

- 1 県内における市町合併の状況を踏まえ、急増した事件・事故に的確に対応し更なる警察機能の強化と地域社会との一層の連携強化を図るため、香川県

高瀬警察署及び香川県観音寺警察署の管轄区域を変更する等所要の改正を行うこととした。

2 平成十九年四月一日から施行することとした。

条 例

香川県使用料、手数料条例及びかがわ総合リハビリテーション条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十八号

香川県使用料、手数料条例及びかがわ総合リハビリテーション条例の一部を改正する

条例

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第一条 香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第一表 使用料の部 一 公の施設の使用料25の項中「第三十一条の第二項の規定

による厚生労働大臣の定める基準を基準として」を「第三十一条の第二項の規定による厚生労働

大臣の定める基準又は近隣の病院の状況等を考慮して」に改める。

(かがわ総合リハビリテーション条例の一部改正)

第二条 かがわ総合リハビリテーション条例(昭和六十年香川県条例第二十二号)の一部を

次のように改正する。

別表中「第三十一条の第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準を基準として」を「第三

十一条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準又は近隣の病院の状況等を考慮して」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第五十九号

香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

香川県国民健康保険調整交付金条例(平成十七年香川県条例第五十一号)の一部を次のように改正

する。

第五条第一項第二号イ中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の香川県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成

十八年十一月一日から適用する。

2 平成十八年度分の普通調整交付金に係る改正後の第五条第一項第二号イの規定の適用については、

同号イ中「保険外併用療養費」とあるのは、「保険外併用療養費、特定療養費」とする。

香川県水産業基本対策審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十七日

香川県条例第六十号

香川県水産業基本対策審議会条例の一部を改正する条例

香川県水産業基本対策審議会条例（昭和二十八年香川県条例第十四号）の一部を次のように改正す

る。

題名を次のように改める。

香川県水産審議会条例

第一条中「水産業の基本対策」を「水産」に、「香川県水産業基本対策審議会」を「香川県水産審

議会」に改める。

第二条中「の各号」を削り、同条第一号中「水産業の所得対策」を「水産の基本計画」に改め、同

条第一号中「水産業の生産対策」を「水産物の安定供給の確保」に改め、同条第三号中「水産業の構

造改善対策」を「水産業の健全な発展」に改め、同条第四号中「水産業の基本対策」を「水産」に改

める。

第三条第二項中「の各号」及び「任命し、又は」を削り、同項第一号中「市町村」を「市町」に改

め、同項第三号中「青年婦人組織」を「青年女性組織」に改め、同項第六号中「水産業」を「水産

」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 消費者の意見を代表する者

第四条第一項中「補欠委員」を「補欠の委員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「を妨げ

ない」を「ができる」に改め、同項を同条第一項とする。

第五条第二項中「水産業」を「当該専門の事項」に改め、「任命し、又は」を削る。

附 則

（施行期日）

一 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正）

二 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和三十一年香川県条例第四十

三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「香川県水産業基本対策審議会」を「香川県水産審議会」に改める。

香川県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十七日

香川県条例第六十一号

香川県立学校条例の一部を改正する条例

第一条 香川県立学校条例（昭和二十九年香川県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

香川県立多度津工業高等学校	香川県立多度津水産高等学校
仲多度郡多度津町	

を

香川県立多度津工	香川県立多度津水	香川県立多度津高
----------	----------	----------

香川県条例第六十二号

平成十八年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年香川県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表香川県高瀬警察署の項及び香川県観音寺警察署の項を次のように改める。

香川県二豊警察署	二豊市
香川県観音寺警察署	観音寺市

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

第二条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

この条例中第一条の規定は平成十九年四月一日から、第二条の規定は平成二十二年四月一日から、

附 則

高等学校	仲多度郡多度津町
------	----------

に改める。

第一条の表中

香川県立多度津工業高等学校	仲多度郡多度津町
香川県立多度津高等学校	仲多度郡多度津町

を

香川県立多度津高

を

香川県立多度津工業高等学校	仲多度郡多度津町
香川県立多度津高等学校	仲多度郡多度津町

に改める。

第一条の表中

香川県立善通寺第一高等学校	善通寺市
香川県立善通寺西高等学校	善通寺市

を

香川県立善通寺第

に、

高等学校	善通寺市
------	------

香川県立多度津工業高等学校	仲多度郡多度津町
香川県立多度津水産高等学校	仲多度郡多度津町
香川県立多度津高等学校	仲多度郡多度津町

第二条 香川県立学校条例の一部を次のように改正する。

に改める。

高等学校	仲多度郡多度津町
業高等学校	仲多度郡多度津町

平成十八年十月十七日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています